

第7号議案

平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

平成27年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66,000千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ2,866,110千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年10月20日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合個人情報保護条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が制定され、全ての国民に個人番号が付されるに当たり、番号法において、個人情報のうち個人番号をその内容に含む特定個人情報について、より厳格な保護措置を講ずることを地方公共団体に求めていることから、特定個人情報等の適正な取扱いに関し、利用及び提供の制限、開示請求等について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 番号法の施行に関し、特定個人情報の保護措置等に関する規定を設けること。
 - ア 特定個人情報、保有特定個人情報の定義規定を加えること。
 - イ 番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報の提供を禁止すること。
- (2) 特定個人情報の利用に当たり、特定個人情報の保護措置等に関する規定を設けること。
 - ア 利用目的以外の目的での特定個人情報の利用を禁止すること。
 - イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又は同意を得ることが困難であるときに限り、特定個人情報の目的外利用を認めること。
 - ウ 特定個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求権を本人、法定代理人、任意代理人の者に認めること。
 - エ 番号法の規定に違反して収集等された特定個人情報の利用の停止請求を認めること。
 - オ 特定個人情報の開示請求については、他の法令との開示の実施の調整を行わないこと。

3 施行期日

- (1) 2(1)関係 公布の日
- (2) 2(2)関係 平成28年1月1日

北はりま消防組合職員定数条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

初任教育や救急救命士養成等の長期研修期間及び承認を受けた職員が育児休業する期間中は、実員数が定数より少ない人員となっており、署所の人員配置や出動隊の編成に支障を来すおそれがあることから、人員の確保を目的として定数に含まれない職員の規定を追加するため、北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 次に掲げる職員を、定数に含まれない職員とすること。

ア 関係市町から派遣されている職員

イ 心身の故障により休職を命ぜられている職員

ウ 消防防災航空隊や消防学校教官等、他の地方公共団体に派遣されている職員

エ 育児休業をしている職員

オ 初任教育や救急救命士の養成等、6箇月以上の長期研修を受けている職員

(2) 休職や育児休業からの復職、派遣からの復帰及び6箇月以上の長期研修を終えた職員

は、1年を超えない期間に限り、定数に含まれない職員とすること。

3 施行期日 公布の日